

「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」
統括運営委員会の設置について

令和5年4月28日
研究開発局長決定

「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」統括運営委員会を次のとおり設置する。

記

1. 目的

「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」統括運営委員会（以下「委員会」という。）は、文部科学省が実施する「中小企業イノベーション創出推進事業」において採択するプロジェクトの統一的な進捗状況の把握等を行うことを目的とする。

2. 委員会の構成員は次のとおりとする。

研究開発局開発企画課長

地震・防災研究課長

宇宙開発利用課長

研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）

フェーズ3統括プログラムマネージャー（指名後）

（オブザーバー）

科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課

3. その他

- ・本部の事務は、関係課室の協力を得て、宇宙開発利用課において処理する。
- ・委員会は、必要に応じ開催する。
- ・開催に当たっては、必要に応じ構成員以外の者の協力を得ることができる。
- ・設置期間は、令和5年4月28日から、中小企業イノベーション創出推進基金が廃止されるまでとする。